

平成 27 年 4 月 17 日

自民党看護問題対策議員連盟

会長 伊吹 文明 殿

一般社団法人日本看護系大学協議会

代表理事 高田 早苗



要望書

時下 ますますご清祥のことと存じます。

一般社団法人日本看護系大学協議会は、看護学高等教育機関相互の連携と協力により、看護学教育の充実・発展及び学術研究の水準向上を図り、もって人々の健康と福祉へ貢献することを目的とする法人です。保健師・助産師・看護師の国家試験受験資格を取得させうる 4 年制大学及び省庁大学校の代表を社員とし、全看護系大学が加盟しています。平成 4 年の「看護師等の人材確保の促進に関する法律」施行以降、看護系大学は毎年十数校増加しております。平成 27 年 4 月には 249 校、入学定員は 20,614 名を数えるに至りました。このうち 149 校が修士課程を、75 校が博士後期課程を設置し、高度専門職業人、教育者、研究者の育成に取り組んでおります。なお、平成 25 年度の学部卒業生は 14,887 名と、全体の 1/3 強を占めています。

昨年 6 月「地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立しました。超高齢社会における看護医療福祉を担う人材として、地域で生活する人々を身近で支える看護職への期待の大きさを認識し、本協議会として一層の努力をいたす所存でございます。

つきましては、下記の事項にご支援いただきたく要望いたします。

1. 看護系大学における教員の確保への力強い支援

急速な大学教育化の進行に伴い、教員の確保が重要な課題となっております。新設のみならず、既設の大学も教員確保が困難な状況にあります。1 学年 80 名定員の看護学部設置には看護系教員が 30 名以上必要であり、15 校新設された場合（平成 27 年度例）、450 名以上を要することになります。看護学修士 184 名、博士 104 名（平成 25 年度本協議会調査）が大学等に就職しておりますが、数的な不足は明らかであり、さらに 2025 年問題を控え今後も確保困難は続くと考えられます。この問題を解決するには、大学院進学者の増加をはかり、優秀な教員を育成することが不可欠と考えます。

中堅看護職の大学院進学を促進するために、一定の所得保障に役立つよう、所属する施設・大学に助成いただきたくお願いいたします。

2. 臨床・臨地実習の充実への助成

超高齢社会における医療提供のあり方が、病院中心から地域在宅へと政策転換されつつある中で、看護系大学にも対応が求められています。本協議会では、昨年度文部科学省先導的の大学改革推進委託事業の分担を受け、「超高齢社会に向けて地域在宅における患者家族の療養生活を支える基礎的能力育成への看護系大学の取り組み」について会員校調査を実施し、その結果を踏まえて地域在宅実習の拡充、地域力向上に貢献する地域連携推進研究教育等を骨子とする提言をまとめ公表しました。その実現に向けて本協議会並びに各大学の取り組みへのご支援をいただきたいと思いますと考えております。

- 1) 学部教育における、多職種連携を含む病院実習および地域在宅看護学実習の場の開拓、実習指導者育成、実習費等への助成
- 2) 大学院における、地域包括ケアを推進できるリーダーシップやマネジメント能力を具えた高度実践看護師養成のプログラム開発、学生の学修への助成
- 3) 新法のもとに都道府県における新たな基金、事業開始における看護系大学の活用促進への支援

3. 分野別質保証を担う看護学教育認証評価機構(仮)設立への支援

看護学教育の質保証には文部科学省が推進している分野別教育評価が重要であるという認識から、本協議会ではかねてより文部科学省大学評価研究委託事業等の助成を受け、試行評価を含む分野別評価の実施に向けて取り組んできました。昨年度の総会で看護学教育認証評価機構(仮)の設立の方向性が確認され、準備を進めているところです。機構設立には関係諸団体の協力、財政的基盤整備等々のクリアすべき課題が多いと認識しております。設立のため、多方面からの支援と助成をお願いいたします。

4. 地方創生に貢献する看護系大学への支援

超高齢社会を迎え、看護職への期待は3.3大学に1校が看護学科を設置という数字に表れています。人口減少という問題を抱える地方にも看護系大学は必要でありまた存在しています。そこで、看護系大学が大学所在地都道府県内の学生の入学や地元就職を促進する取り組みを実施することは、国が進めようとしている地方創生に貢献できるものと考えます。この取り組みへの助成をお願いいたします。

5. 将来を見据えた看護学教育におけるグローバル化への支援

EPAの取り組みは当初想定していたようには進んでいませんが、看護においてもグローバル化は避けて通れない課題と考えています。東南アジア諸国から看護職、介護職を受け入

れるに際して、受け入れる側の準備が整っていないという問題も指摘されています。異文化の方々を受け入れ、協働し、それぞれの強みを発揮する職場環境を創造することが重要になると考えられます。この成功には、看護職のグローバル化、特にグローバルな視野をもつリーダーの育成が鍵を握ると考えます。そこで、優秀な学生を海外に留学させ、国際的視野を身につけ将来のリーダーとして育成する看護系大学への支援、また海外からの留学生を受け入れる看護系大学への支援をお願いいたします。

6. 看護系大学における教育課程の自主的構築を可能にする制度改革

看護系大学は大学設置基準に加え、教育課程には保健師助産師看護師学校養成所指定規則に従うことが求められています。各大学は、設置主体や立地が異なり、各々独自の設立の趣旨、建学の精神や教育理念をもっています。将来を切り拓く可能性の高い看護職を育成するには、大学としてこれらの独自性を活かした特色ある教育を展開することが不可欠と考えます。本協議会では、平成 22 年度文部科学省先導的の大学改革推進委託事業による「看護系大学におけるモデル・コア・カリキュラム導入に関する調査研究」として、学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標をまとめ、公表しました。これは、各大学が大学の理念などによって、保健師・助産師・看護師に共通した看護学の基礎を教育した上で、「保健師教育」「助産師教育」を選択する教育課程を編成できるよう提示したものです。各大学が自主的に教育課程を構築できるよう、保健師助産師看護師法および関係政省令の改正を要望いたします。